

2014年 10月20日 第129号

J R東海労働組合新幹線関西地方本部 名古屋車両所分会

発行者 村上正勝 編集者 教宣部

## **見言語が別りない。** 以同級版外科人訳目表述ら別語い



熊澤地本法対部長の司会ではじまり、主催を 代表して小林地本委員長から、本部を代表して 淵上委員長から、名古屋地本を代表して荻野書 記長から、最高裁「完全勝利」の労いの挨拶を 受けました。

これで、JR東海労が会社に裁判闘争で勝利 した闘いが、11件目となりました。また、会社に

よる組合掲示物不当撤去に対する闘いにおいて、地本で行政訴訟C·F·K·Lと5件目となり、最高裁から組合勝利の決定が出されています。これまでの闘いにより、会社による組合掲示物の一方的な撤去は「不当労働行為」であることが完全に定着しました。最高裁の決定後、直ちに本部・地本は、本社・関西支社に対し「会社は最高裁の決定を重く受け止め、本部・地本・分会に対して、早急に謝罪文を手交する」ように申し入れを行いました。

関西支社は、分会に対して「手交してやるから大阪まで来い。旅費は出さない、自腹で来い」という、 回答でした。地本は「高飛車で誠意の無いものであり、最高裁の決定を軽視している」と抗議と申し入 れを行いました。